

平成29年度 第3回三郷市個人情報保護審議会 会議録

| | |
|--|--|
| 開催日時 | 平成30年1月29日(月) 10:00～11:00 |
| 開催場所 | 市役所本庁舎6階第1委員会室 |
| 委員の出席状況 | |
| 田原 緑 | 会 長 出席 |
| 岡庭 大吉 | 委 員 出席 |
| 根本 賀章 | 副会長 出席 |
| 佐々木 淳子 | 委 員 出席 |
| 篠田 直人 | 委 員 出席 |
| 磯部 ゆき子 | 委 員 出席 |
| 梶野 陽久 | 委 員 出席 |
| 伊藤 章 | 委 員 欠席 |
| 事務局 | 田中課長 岡田課長補佐兼係長 工藤主任 高橋主事 企画調整課 片川技師 |
| 案件提出課 | 障がい福祉課 横田課長 島村課長補佐 クリーンライフ課 吉田係長 澤田主事 交通防犯課 茂木課長補佐 溝口主任 消防本部警防課 齋藤係長 選挙管理委員会事務局 林係長 滝野主査 |
| <p>1 開会 事務局田中課長から開会宣言 10:00開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 会議録署名</p> <p>4 審議</p> <p>(1) 諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項 諮問第24号～諮問第29号について <p>(2) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告事項 報告第1号について <p>5 事務局連絡事項</p> <p>(1) 平成29年外部委託先立入調査の実施状況</p> <p>(2) 三郷市個人情報保護条例の一部改正について</p> <p>(3) 平成30年度第1回三郷市個人情報保護審議会の日程</p> <p>6 閉会</p> | |

4 審議

(1) 諮問事項 諮問第24号から諮問第29号まで事務局から概要説明

質疑

田原会長： 諮問第25号の三郷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術事業について伺います。資料によりますと、まず、三郷市から埼玉県に申請をし、交付決定を受けるとありますが、一般的な業務の流れとしては、申請者からの申請が最初にあるかと思うのですが、何故このようになっているのでしょうか。

吉田係長： この事業は、埼玉県が市町村に交付している補助金を利用して、三郷市の補助金として市民へ交付する事業です。市が財源を確保するため、前もって県へ補助金の申請をし、事業を実施した後に県へ実績報告をすることにより県から補助金が交付されるため、このような流れとなります。

田原会長： 「飼い主のいない猫」という表現は漠然としていると思いますが、野良猫かどうかの判断はどのようにするのでしょうか。また、不妊・去勢手術を行ったことをどのように確認するのでしょうか。

吉田係長： 野良猫か飼い猫かにつきましては、正直判断が難しいですが、首輪の有無等によって判断をします。不妊・去勢手術を行った場合は必ず、病院で猫の耳をV字にカットしてもらい、手術前と手術後の猫の写真を提出してもらいます。

田原会長： 諮問第29号の各種選挙に関する業務の外部委託について伺います。委託の条件に立入調査が入っていないのは何故でしょうか。

林係長： この外部委託は、各投票所で入場券を持参した方が選挙人名簿に記載されているかを確認する事務を委託するものです。個人情報を取り扱うのは、投票所の中のみであり、委託先業者に引き渡すことはありません。なお、各投票所には、必ず市職員が2名以上常駐しており、派遣職員とともに業務に従事しておりますので、立入調査は不要としております。

根本委員： 諮問第24号の障がい者差別解消支援地域協議会に関する業務について伺います。対象となる個人の範囲に協議会委員とありますが、協議会委員の任期が満了した場合の情報の保存期間の取扱いはどのようにするのでしょうか。

島村課長補佐： 収集した情報につきましては、名簿として任期満了後も保管する予定です。
廃棄につきましては、現時点では考えておりません。

根本委員： 名簿で管理をするのであれば、名前など必要最低限の情報のみでよろしい
のではないのでしょうか。

島村課長補佐： おっしゃるとおり、委員任期満了後は必要最低限の情報のみ管理をします。

根本委員： 仮に委員が亡くなられた場合も、同様の取扱いなののでしょうか。

事務局： 亡くなられた方の個人情報の取扱いについてですが、「個人情報」の定義
は、個人情報保護法でも三郷市の個人情報保護条例でも「生存する個人に関
する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」となっている
ため、亡くなられた方の情報は個人情報ではないという判断になり、個人情
報の取扱いの範疇外となります。

また、文書の保存期間についてですが、三郷市文書取扱規程に基づき、法
令等により文書の保存期間が定められているものを除き、保存期間を設定し
ております。文書取扱規程上、保存期間は1年・3年・5年・10年・永年
に区分され、文書の重要性に応じて保存期間を設定しております。仮に保存
期間を永年に設定した場合、現状では、永年文書の保存期間の見直しをして
いないため、半永久的に保存されることとなります。また、文書取扱規程で
は、電子文書の取扱いについて規定しておらず、各部署によって取扱いが異
なっているのが現状です。将来的に、永年文書の見直しと、電子文書の取扱
いについて規定する必要があるため、文書取扱規程の改正に向け、研究をし
ております。

根本委員： 諮問第26号の空家の管理依頼に関する業務について伺います。外国人も
日本の不動産を所有できるため、外国人が空家の所有者になることもあり得
ると思いますが、国籍の情報は収集しないのでしょうか。

茂木課長補佐： 外国人が空家の所有者であることについて、現時点では想定しておらず、
今後、事例が発生した場合に、再度諮問させていただきたいと考えておりま
す。

篠田委員： 諮問第25号についてお伺いします。印影の情報を文書で収集するとあり
ますが、具体的に説明をお願いします。

吉田係長： 補助金交付事業では、補助金交付申請書に、認印を押印してもらう必要が

あるため、個人情報登録票の印影にチェックをつけております。

田原会長： その他ございますか。ないようですので、諮問を承認するという
ことで異議はございませんでしょうか。

一 同： 異議なし。

田原会長： それでは異議なしと認め、承認することといたします。

(2) 報告事項 報告第1号について事務局から概要説明

田原会長： 何か質問等ございますか。無いようですので報告を受理する
という
ことで異議はございませんでしょうか。

一 同： 異議なし。

田原会長： それでは異議なしと認め、受理することといたします。

5 事務局連絡事項

(1) 平成29年外部委託先立入調査の実施状況

事務局： 今回の立入調査の結果、改善すべき項目があった業務につきましては、速
やかに改善を依頼し、次回の平成30年度第1回の審議会にて改善報告をす
る
予定です。

根本委員： 立入調査の結果を確認しますと、改善すべき項目があった業者は、すべて
同じ業者であり、非常に重要な情報漏えい時の緊急対応計画が策定されてい
ない
とのことですので、早急に改善するようによろしくお願いします。

事務局： かしこまりました。

梶野委員： 立入調査の実施方法について、基本的には事前通知せずに実施するとの
こと
ですが、今回実施した立入調査は、事前通知せずに実施したのでしょうか。

事務局： 今回実施した立入調査につきましては事前通知をした上で、実施をいたし
まし
ました。

田原会長： 契約時に添付する「個人情報取扱いに係る仕様書」には、情報漏えい時
の
緊急対応計画の作成について記載されていませんが、前もって委託業者に
緊急
対応計画を作成するように伝えているのでしょうか。

事務局： 委託契約時の業者とのやりとりにつきましては、各担当部署に委ねているのが現状です。今後は、契約時に緊急対応計画の作成について依頼するように全庁的に周知、徹底をしてまいります。

(2) 三郷市個人情報保護条例の一部改正について

事務局： 個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報保護条例の改正の必要性が生じております。条例の改正のポイントは①個人情報の定義の明確化②要配慮個人情報の取扱い③行政機関非識別加工情報の仕組みの導入の3点です。②については、当市の個人情報保護条例は、法律より厳格な取扱いをしているため、改正する必要はないと判断しております。また、③については、実施するにあたり検討しなければならない課題が多くあるため、課題が解決するまで、条例の改正は見送りたいと考えております。実際に条例を改正する箇所は①の個人情報の定義の明確化についてです。具体的な内容としましては、個人情報の定義に、指紋データ、旅券番号など、特定の個人が識別できる符号、すなわち「個人識別符号」を追加する改正となっております。平成30年3月議会に上程する予定です。

(3) 平成30年度第1回三郷市個人情報保護審議会の日程

事務局： 次回の審議会の日程ですが、平成30年7月23日月曜日の午前10時からを提案させていただきます。ご都合いかがでしょうか。

田原会長： ご都合の悪い方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないようですので、この案を了承し、次回は平成30年7月23日月曜日の午前10時からといたします。その他に何かご意見等はございますか。特にないようですので、事務局に進行をお返しいたします。

事務局： 皆様、お疲れさまでした。今回の審議会の会議録につきましては後日郵送させていただきます。また、次回の審議会開催日が近付いてまいりましたら、諮問案件等の資料を郵送にて送付させていただきますので、よろし

お願いいたします。

6 閉会

| | | |
|-----|------|--|
| 署名欄 | 会長 | |
| | 署名委員 | |
| | 署名委員 | |